



10月1日は浄化槽の日

「浄化槽の日」は、浄化槽法が全面施行された日（昭和60年10月1日）を記念して制定されました。浄化槽の普及促進と浄化槽法の周知徹底を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

また、9月24日「清掃の日」から10月1日「浄化槽の日」までは環境衛生週間です。この機会に、快適な生活環境のために必要な浄化槽について考えてみましょう。



浄化槽の役割

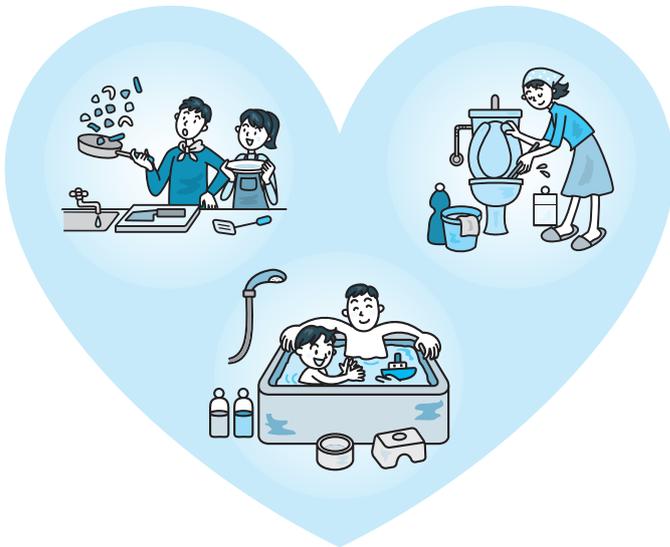
浄化槽（合併処理浄化槽）は、微生物の働きを利用して、トイレや台所、ふろなどの生活雑排水をきれいにする装置です。水辺環境の保全に重要な役割を果たしています。しかし、くみ取り便槽や、トイレ排水のみを処理するみなし浄化槽（単独処理浄化槽）を使用している家では、台所やふろなどの汚れた水は未処理のまま川などに放流されています。

浄化槽の日を通して、浄化槽の設置や管理をし、自然からもらった水を私たちがみずから浄化し、自然に戻すというライフスタイルについて考えましょう。



浄化槽のパトロールを実施

市内に設置されている浄化槽が適正に維持管理されるよう、（社）静岡県浄化槽協会の協力のもと、浄化槽のパトロールを10月上旬から下旬にかけて実施します。

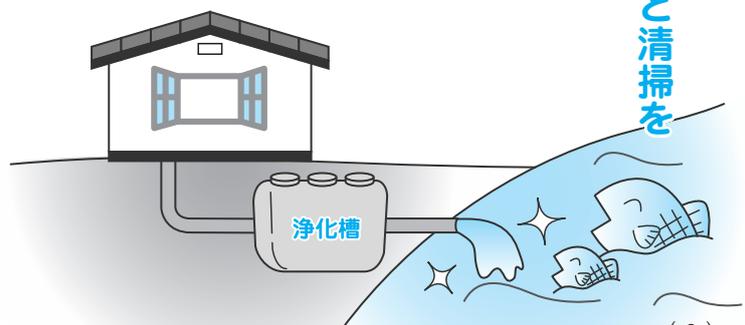


定期的な点検と清掃を

浄化槽の使用者（管理者）は、保守点検・清掃・法定検査を定期的に行うことが法律で義務づけられています。これは、家庭から出る汚れた水をきれいにする機能を、正常に保つための重要な作業です。

維持管理はあらかじめ専門の業者（県の登録業者）清掃の場合は市の許可業者）と委託契約を結び、定期的な点検を実施しましょう。

これらの維持管理が適正に行われないと、し尿がそのまま排水として流れてしまい悪臭が発生するなど、周りに迷惑をかけるだけでなく環境汚染の原因となります。適正な維持管理を心がけましょう。



浄化槽の設置・管理には補助金が出ます

市は、4月から浄化槽設置費補助制度の見直しを行い、浄化槽維持管理費補助制度を創設しました。

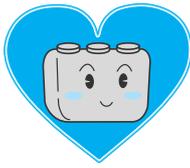
① 浄化槽設置費補助金

補助対象区域に浄化槽を新たに設置する専用住宅または、居住を目的とした併用住宅に補助します。

② 浄化槽維持管理費補助金

補助対象区域において、浄化槽を適正に管理（清掃・保守点検・法定検査）している専用住宅または、居住を目的とした併用住宅に補助します。

※補助対象となる要件や補助金額については、下水道総務課へお問い合わせください。



問い合わせ

下水道総務課 ☎(55) 2802 ☎(53) 0902

法定検査機関（財）静岡県生活科学検査センター

☎054(621)5030 ☎054(621)5450